

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 3 件 |
| 厚生年金関係                        | 3 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B法人）における資格取得日に係る記録を昭和33年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月25日から同年8月1日まで

申立期間中はC事業所とA事業所の二つの事業所のD職を兼務し、失職もせず、給料も滞りなくもらっていたことを示す当時の給料支払明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料支払明細書及びB法人の人事担当者の証言から判断すると、申立人は、C事業所及びA事業所に継続して勤務し（C事業所からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B法人の代表者は不明としているが、同一法人内の異動であり、申立人がC事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日にA事業所において同保険の被保険者資格を取得させる取扱いをすべきであったと考えられることから、昭和33年7月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 21 日から同年 11 月 1 日

A社を退職した時の厚生年金保険の記録について、資格喪失日が昭和 38 年 8 月 21 日とされていた。私は同年 10 月 31 日付けで同社を退職したので、資格喪失日を同年 11 月 1 日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社での厚生年金保険の資格喪失日は昭和 38 年 8 月 21 日ではなく、同年 11 月 1 日になるはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人が申立期間直後の昭和 38 年 11 月 1 日付けで厚生年金保険の資格を取得したB社から提出された「失業保険被保険者資格取得確認通知書」には、資格取得年月日が同年 8 月 21 日と記載されており、オンライン記録による申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

また、B社の総務担当者は、「当社の法人設立は昭和 38 年 8 月、社会保険適用は同年 11 月 1 日であるが、元事業主が 36 年 10 月頃から個人で業務を行っていた。当時の記録が散逸しており、正確な社員数等の確認は困難であるが、現存している雇用保険の記録から判断すると、申立人は法人設立直前の採用であり、その日付は 38 年 8 月 21 日と見られる。」と証言しているところ、同社の元代表者は、「当時、A社から数人が我が社に転職してきたことは確かで、申立人もそのうちの一人である。法人設立当初から働いていたはずだ。」と証言している。

さらに、B社で申立人と厚生年金保険の資格取得日が同日である元同僚は、「私がB社に勤め始めたのは厚生年金保険加入以前の昭和 38 年 9 月か 10 月で、申立人は、その少し前か同じ頃から勤め始めていたと思

う。」と証言している。

加えて、A社の元代表者は、「現在、会社は存続しておらず、関連資料は残っていないが、正社員を厚生年金保険に加入させないことはなかった。当時のC職は頻繁に勤務先を変えていた。申立人も国の記録どおり、その時退職したと考えて間違いない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 1 日から 61 年 6 月 22 日まで

私は、A地において手取り 25 万円の月給で働いていた。その後B職業安定所の紹介でC社に行き、私が 35 万円、妻が 20 万円で話がまとまった。記録されている標準報酬月額が 35 万円でないことに納得がいかないので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかし、C社は、既に解散している上、当該事業所の元事業主は死亡しており、申立当時の報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、元事業主の妻は、「申立人は、D職として勤務していたが、報酬のことは分からない上、当時の資料は残っていない。」と供述している。

さらに、申立人が退職した際に支給された雇用保険の支給台帳記録により、退職以前6か月間の平均給与額は、29万2,080円であることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 山梨厚生年金 事案 649 (事案 127 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から 10 年 3 月 1 日まで

私が退職した後に引き下げられた標準報酬月額については、前回の申立てで退職前の記録に訂正してもらった。しかし、当時支給されていた給与は、36 万円ですっと変わらなかったのに、申立期間について、9 万 8,000 円の標準報酬月額の記録になっていることは納得がいかないもので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、退職まで減額されることなく 36 万円の給与が支給されており、標準報酬月額が引き下げられていることは納得がいかないと主張しているところ、申立期間の標準報酬月額の記録については、当初、9 万 8,000 円と記録されていたが、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 10 年 3 月 12 日より後の同年 4 月 10 日に、遡って 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額の記録を 9 万 8,000 円に訂正することが妥当であるとする一方、申立人が主張する 36 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人の標準報酬月額の記録を 36 万円に訂正することは認められないとする当委員会の決定に基づき、21 年 6 月 24 日付けで、一部あっせんの通知が行われている。

しかし、申立人は、退職時までずっと 36 万円の給与が支給されていたので前回の審議結果に納得できないとし、今回再申立てを行っているが、申立人からは、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業

主により給与から控除されていたことを示す新たな資料等は提出されておらず、申立人から聴取しても、36万円の報酬に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる新たな事情も見当たらない。

また、申立人は、「私がA社における給与計算及び社会保険関係の届出に関する事務を行っていた。給与を減額した記憶も、自分の標準報酬月額を引き下げる届出をした記憶も無い。」と主張しているが、平成8年8月に申立人の標準報酬月額が36万円から9万8,000円に引き下げられた記録について、遡及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらず、給与明細書や給与振込額を確認できる口座取引明細書など報酬月額及び厚生年金保険料控除を推認できる資料も無い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。